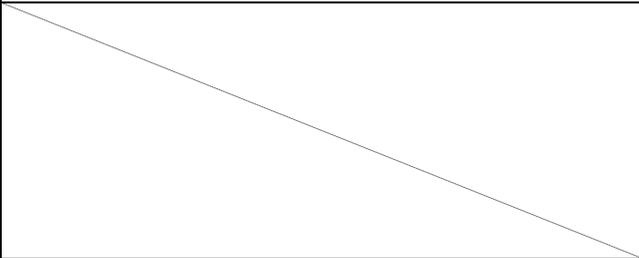
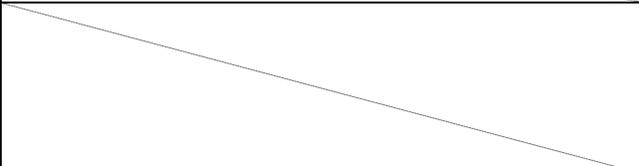


(1) 出入口

特定施設整備基準	目標となる基準
<p>直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口又は不特定かつ多数の者が利用する各室（用途面積が2,000平方メートル未満の特定施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。（2）において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p>	<p>ア 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口は、長野県福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年長野県規則第14号）別表第2（以下「規則別表第2」という。）の1の（1）の（ウ）に定める構造のほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。</p>
<p>（ア） 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p>	<p>（ア） 幅は、内法を90センチメートル（直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口にあっては、120センチメートル）以上とすること。</p>
<p>（イ） 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下この表において「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	<p>（イ） 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ただし、幅が内法で120センチメートル以上である直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）に戸を設ける場合にあつては、自動的に開閉する構造とすること。</p>
<p>（ウ） 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<p>（同 左）</p>
	<p>イ 不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、規則別表第2の1の（1）の（イ）及び（ウ）に定める構造のほか、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口については、この限りでない。</p>
	<p>（ア） 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p>
	<p>（イ） 戸を設ける場合にあつては、開閉により当該戸の一部が廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）の当該戸がある側の壁面線を越えない構造とすること。</p>

基準解説

出入口

「直接地上へ通ずる出入口」とは、建物への出入口のことであり、通常1階の出入口を指す。不特定かつ多数の者が利用するものに限定され、従業員専用のもや物品搬入用のもはこの中に含まれない。なお、傾斜地に建つ場合は1階以外の階に出入口が設けられることもあるため、1階の出入口には限定されない。

「駐車場へ通ずる出入口」とは、例えば、百貨店の地階に駐車場がある場合に、百貨店部分から当該駐車場部分へ通ずる出入口のことであり、「直接地上へ通ずる出入口」に該当しないものを指している。

「不特定かつ多数の者が利用する各室」とは、例えば飲食店の場合、食堂部分等がこれに該当し、調理場、倉庫等はこの中に含まれない。また、不特定かつ多数の者が利用する室が複数ある場合はそのそれぞれについて適用があり、1つの室に2以上の出入口がある場合には、その1つについて適合させれば足りる。また、共同住宅における各住戸の出入口は「不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口」には該当しない。

「用途面積が2,000平方メートル未満の特定施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。」としている理由は、車いす使用者が自力で到達できる階に設けられる出入口について整備を求める必要があるが、特定施設整備基準では、2,000平方メートル未満の特定施設については、エレベーターの設置を求めているためである。

目標となる基準では、用途面積による適用除外がない。

出入口の幅

(ア)の出入口の幅については、車いすが通過できる寸法である80センチメートル以上とされている。

目標となる基準では出入口の幅については車いすが通過しやすい寸法として90センチメートル以上としており、このうち直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は横向きになれば車いすとすれ違い、杖使用者が円滑に通行できる寸法として120センチメートル以上の幅を規定している。

また、不特定かつ多数の者が利用する室の出入口も90センチメートル以上としている。

戸の構造

(イ)の「車いすを使用している者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。」とは、車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないことを求めたものであり、必ずしも自動扉とすることを求めているものではない。

目標となる基準では、教育施設又は共同住宅を除く120センチ

図-1、図-2

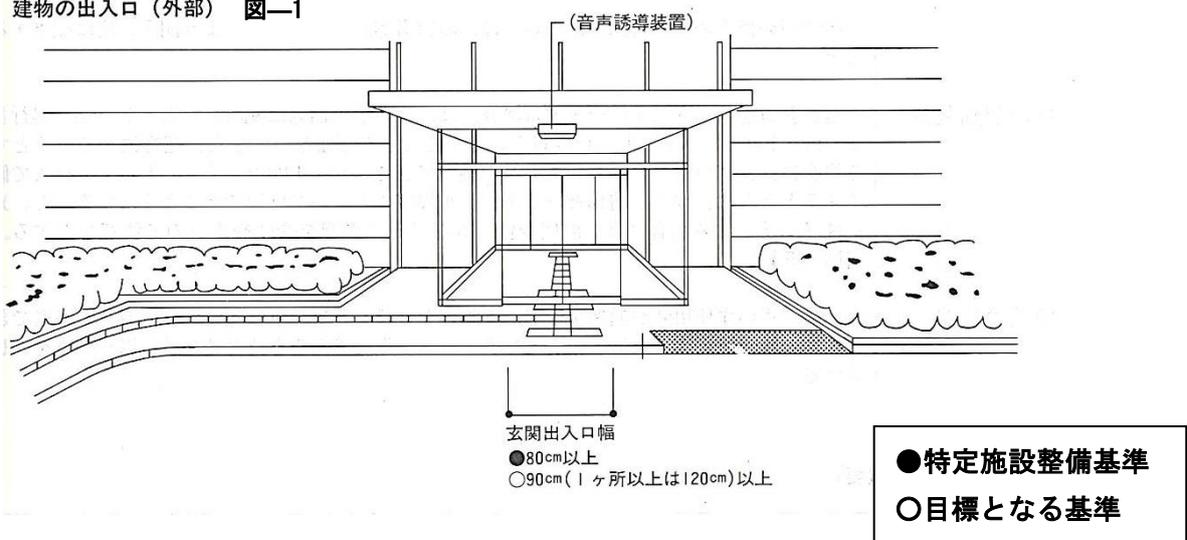
(4)「昇降機の基準」のAを参照。

図-1、図-3

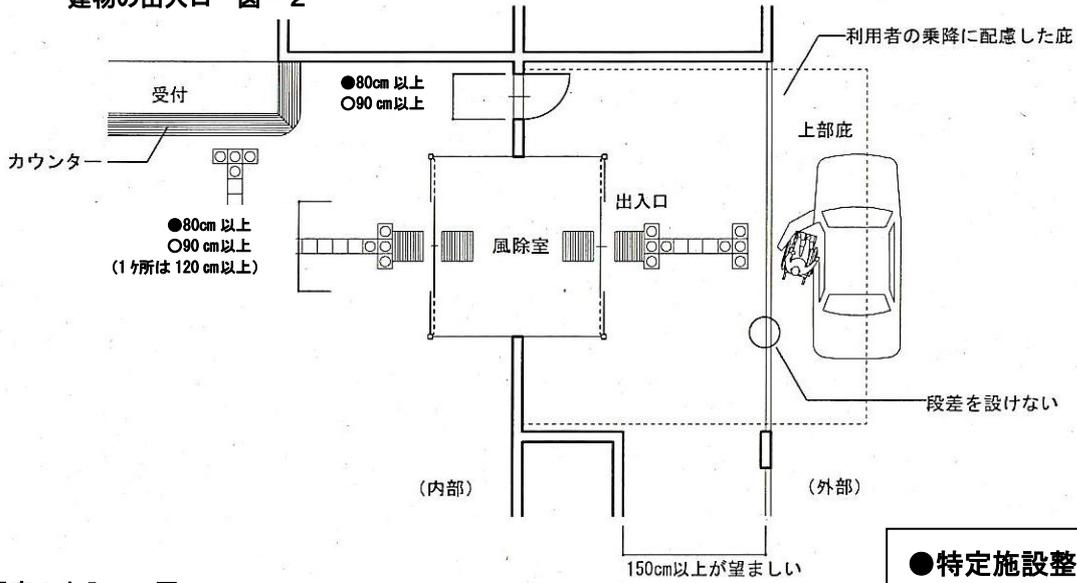
図-3、図-4

<p>扉の起動装置</p> <p>段差の解消</p> <p>アルコーブ</p>	<p>メートル以上の出入口のうち1以上は自動扉の設置を求めている。</p> <p>(イ)の戸の構造のうち手動扉については、引き戸は開閉が円滑にできる上吊り形式が望ましい。開き戸の場合は、閉鎖作動時間が十分確保され、かつ、操作の軽いドアクローザーを設けることが望ましい。また、把手は、レバーハンドル式、棒状のもの又はパニックバー式等操作が容易なものとするとともに、取り付け高さは、床面から90センチメートル程度とする。</p> <p>(イ)の戸の構造のうち自動扉については、障がい者等が通過しやすいよう開閉速度に配慮すること。</p> <p>起動装置をマットスイッチとする場合には、車いすの通過に配慮した大きさ(幅×奥行が、90×100センチメートル程度以上)とすることが望ましい。また、超音波スイッチとする場合には、車いすのフットレストから感知できるように床上20センチメートルくらいまで低くするとともに、扉の手前10センチメートル程度のところで感知できるようにすること。光線スイッチとする場合には、温度変化や直射日光の影響を受けやすいので注意を要する。</p> <p>(ウ)の「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が容易に通過できる仕様の段(例えば、高低差が1センチメートル程度で丸みを持たせた段)以外の段を指している。</p> <p>目標となる基準では、外開きの戸は開閉により廊下の壁面線を超えないように、戸幅以上の奥行きのアルコーブを設置することを規定している。</p>	<p>図-5</p>
---	---	------------

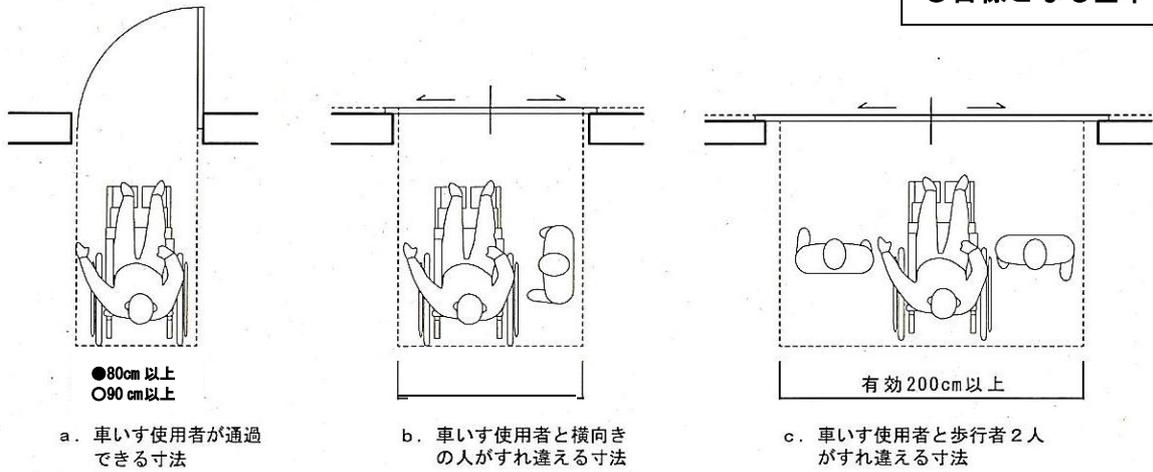
建物の出入口(外部) 図-1



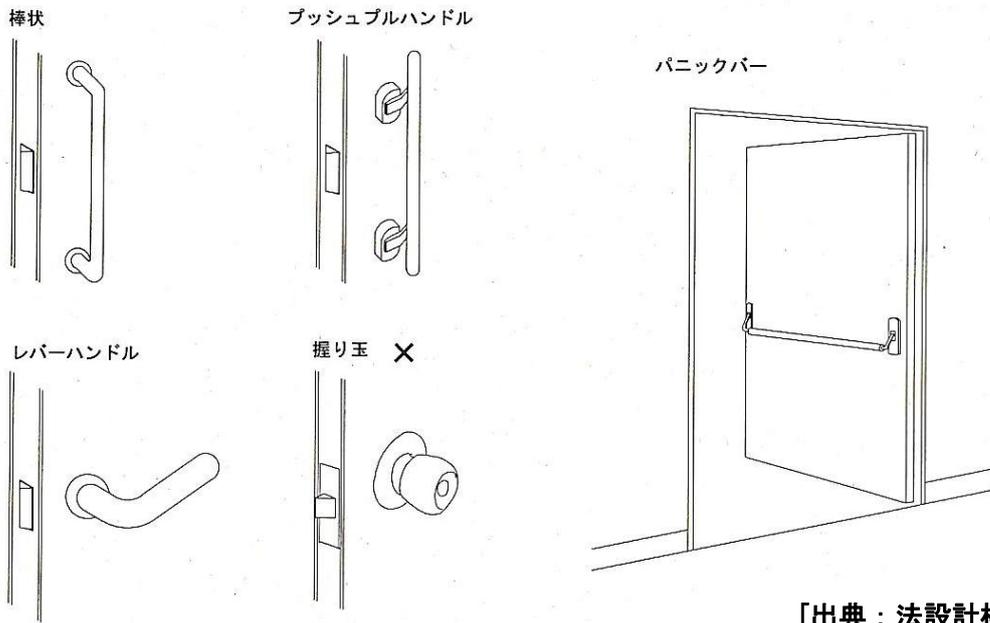
建物の出入口 図-2



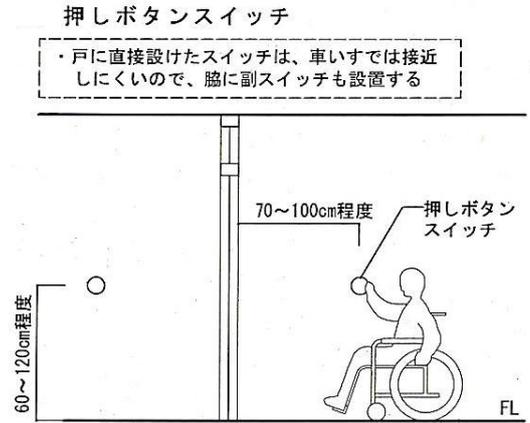
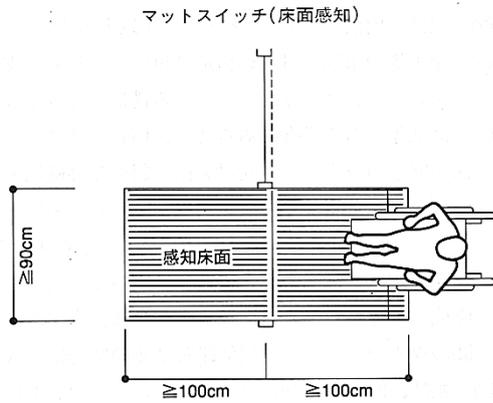
居室の出入口 図-3



ドア取手 図-4



自動扉の起動装置 図-5



[出典：法設計標準]

